

トピックス

1 木造住宅の耐震化

いつ来るか分からない南海トラフ地震など、巨大地震に備え、耐震対策を検討しましょう。



問合せ 都市計画課

(TEL 23-7640)

ホームページ 259997467

木造住宅にお住まいの場合、次の流れで住宅の耐震化に関する補助を利用できます

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅

木造住宅**無料**耐震診断

倒壊の可能性があるとは診断

③木造住宅耐震シェルター設置費補助

②木造住宅取壊し工事費補助

①木造住宅耐震改修補助

⑤耐震改修時省エネ住宅改修補助

④耐震改修時バリアフリー化補助

問題なし

木造住宅無料耐震診断

地震に強い建物であるか調査し、耐震補強計画と耐震補強工事の概算費用を算出します。

対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工した2階建て以下の木造住宅で、居住している建物
申込 都市計画課



①木造住宅耐震改修補助

前述の耐震診断の結果、耐震性が低いと診断された住宅に対し、耐震改修工事を行う場合、最大で120万円の補助を行います。
申込 都市計画課

さらに、この補助とあわせて④、⑤の補助も受けることができます。

②木造住宅取壊し工事費補助

耐震性のない住宅の解体工事に要する工事費に対して最大20万円を補助します。
申込 都市計画課

③木造住宅耐震シェルター設置費補助

耐震シェルターの設置にかかる費用について最大30万円を補助します。

対象 満65歳以上の高齢者または障害者が居住している世帯
申込 都市計画課

④耐震改修時バリアフリー化補助

高齢者などが同居する住宅のバリアフリー化工事に対して費用の2分の1(最大20万円まで)を補助します。

申込 高齢者支援課
(TEL 23-7688)

⑤耐震改修時省エネ住宅改修補助

断熱や遮熱などの省エネ改修工事(遮断フィルム、省エネガラス、断熱材など)に対して費用の2分の1(最大10万円まで)を補助します。

申込 環境政策課
(TEL 23-7690)

補助を受けるには条件などがあります。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。



税額控除や減額措置を受けることができます

木造住宅耐震改修補助を受けた工事を行った場合、税額控除や減額措置を受けることができます。

◆所得税の特別控除

耐震改修に係る標準的な費用の10%相当(上限25万円まで)控除されます。

◆固定資産税額の減税措置

対象家屋の固定資産税額が一定期間、2分の1(上限一戸あたり120㎡相当分まで)に減額されます。



代理受領制度が利用できます

次の補助については、代理受領制度を利用することができます。代理受領制度とは、補助金相当額を準備する必要がなくなり、事業者に支払う際の費用負担を軽減することができます。

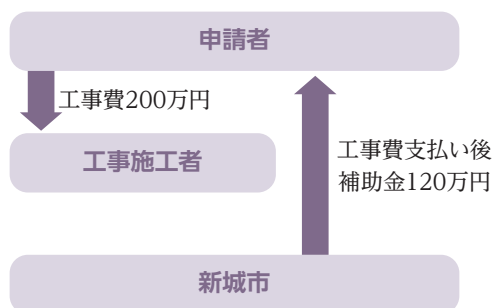
対象 木造住宅耐震改修補助、木造住宅取壊し工事費補助、木造住宅耐震シェルター設置費補助、耐震改修時省エネ住宅改修補助、耐震改修時バリアフリー化補助。

代理受領制度

代理受領制度を利用すると・・・



通常



工事費の支払時に必要な費用負担の軽減ができます！



家具転倒防止用具の無料取り付け

問合せ 防災対策課

(TEL 23-7660)

ホームページ 576310906

家具3台までの固定用具の支給と取り付けを行います。取り付けは、市が委託したシルバー人材センターの係員が事前調査の上、行います。

費用 無料

申込 令和8年2月27日(金)までに申請書を防災対策課または、各総合支所地域課へ提出してください。代理申請も可能です。

対象 次のいずれかに該当する世帯

①満75歳以上の高齢者のみで構成する世帯

②身体障害者手帳1級または2級の方のいる世帯

③介護保険法の規定による要介護認定3以上の方のいる世帯

④災害時要援護者登録申請書兼登録台帳を市に提出した方のいる世帯

その他 支給は1世帯につき1回限りです。既に支給を受けている世帯は対象外です。

2

6月23日～29日は
男女共同参画週間です

～みんなで家事 築く家庭の幸福～

問合せ 市民自治推進課

(TEL 23-7697)

ホームページ

755008092

昨年度、新城市パートナープラン（第2次新城市男女共同参画プラン）に関する市民意識調査をしました。

今回、調査結果の一部「夫婦の家事の役割について」を紹介します。その他の結果は市ホームページをご覧ください。

家事は誰がするの？

「家事を誰がするのが望ましいと思いますか」という問いに対し、「夫婦が協力して行うことが望ましい」という回答が最も多い結果でした。しかし、「現実として主に誰の役割であるか」との問いに対して10項目中7項目が「主に妻」という結果でした。（表1）

家事は主に妻が行うという原因には、「食事は女性が作るべき」という伝統的な性別役割意識による男性の家事に対する抵抗や、男性の育児休業を取得しにくい雰囲気などのアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）が考えられます。

（表1）家事の役割分担

	主に夫	主に妻	夫婦が協力して	その他
①掃除	3.6%	61.9%	32.5%	2.0%
②食事の支度	2.6%	81.4%	13.4%	2.6%
③食事の後片付け、食器洗い	6.2%	62.4%	29.4%	2.0%
④洗濯	5.7%	70.1%	21.6%	2.6%
⑤ゴミ出し	42.8%	26.8%	24.7%	5.7%
⑥日常の買い物	3.6%	63.9%	29.4%	3.1%
⑦育児、子どもの世話	0.0%	47.4%	30.9%	21.7%
⑧近所づきあい	25.3%	15.5%	51.0%	8.2%
⑨介護	1.5%	19.1%	20.6%	58.8%
⑩家計簿管理	8.8%	62.4%	20.6%	8.2%

市民意識調査抜粋

子どもという時間									
（表2）	妻（時間.分）				夫（時間.分）				
	週全体	平日	土曜日	日曜日	週全体	平日	土曜日	日曜日	
2006年	10.22	9.55	11.24	11.33	2006年	4.00	2.59	5.49	7.17
2011年	11.01	10.41	11.44	11.58	2011年	4.00	2.37	6.16	8.39
2016年	10.50	10.22	11.53	12.05	2016年	4.07	2.41	6.54	8.31
2021年	10.45	10.28	11.13	11.40	2021年	4.36	2.59	8.08	9.12

「令和3年社会生活基本調査結果」（総務省統計局）より出典

夫は子どもとの時間が妻の3分の1
表2は総務省の令和3年社会生活基本調査の結果です。2021年の調査で、平日子どもという時間は、妻が10:28時間に対し、夫は2:59時間で3分の1にも満たない状況です。

この結果から男性が子どもと接する時間が短く、働きながら家事をこなす女性にとって、育児・子育てにかかる時間が多い状況が分かります。

「よく話し、お互いを理解する」

現代では共働き家庭が増加し、女性の就業の機会も増加しています。しかし、女性が仕事に就いていても家事や育児の負担の影響で能力を十分に活かすことができず、キヤリアを形成することも難しくなっています。

このような家事の課題を解決するには、市民意識調査の結果でも65.9%の方が、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が大切であると認識しています。

男女共同参画社会を実現するためには、家事分担に関する意識と行動を変えることが不可欠です。家事は家族が協力して取り組むべき日常の仕事です。

地域や社会情勢、家族構成の変化など、長い年月の中で家事のあり方は多様化しています。そのため、家事や育児は、各家庭で異なります。お互いによく話し合い、思いやり、心地よくできることから始めてみませんか。

3

第9期 若者議会成果報告

問合せ 市民自治推進課

(TEL 23-7697)

ホームページ 438876536

令和5年度に第9期若者議会が提案し、令和6年度に実施した3つの事業を紹介します。

Newジェネ事業

小さい頃からまちづくりや若者議会に興味を持ってもらうことを目的に、次の2つの内容を実施しました。

若者議会PRポスター・カード

若者議会のPRポスターと名刺サイズのカードを作成し、市内の公共施設やコンビニなどに設置しました。作成したものは、今後もPRのために活用していきます。



提案された
ポスターの1つ

「つながる地域と若者の輪」の
リニューアル

中学生を対象に実施してきたワークショップ形式のイベント「つながる地域と若者の輪」をリニューアルしました。今までの内容に加え、湯谷温泉におけるフィールドワークや市長による講評を取り入れ、実施しました。



▲フィールドワークの様子



▲ワークショップ

集まりん 深まりん
かふえりん事業新城まちなみ情報センターの
リノベーション

若者が自然と集まり、若者が活発に活動していけるよう、新城まちなみ情報センター1階のフリースペースをリノベーションしました。これにより、交流が促進されるカフェのような空間に生まれ変わりました。



▲まちなみ情報センター1階

seeds for しんしろ「おいし
い」でつながる地域の〇〇事業

新城市が「おいしいであふれるまち」であることを知ってもらい、最終的には住み続けてもらえるまちとなることを目指し、次の2つの内容を実施しました。

農業×移住パンフレット

新城市の農業を紹介するパンフレットやポスター、名刺サイズのチラシを作成しました。作成したものは、移住相談会などで配布しました。



▲最優秀賞「トマトの彩り味噌汁」

新城ZIBASANレシピ
コンテスト

市民に地場産物を使用した給食レシピを考えてもらい、地場産物に興味を持ってもらうことで普及啓発につなげる「新城ZIBASANレシピコンテスト」を実施しました。書類審査と試食審査を行い、最優秀賞、優秀賞、特別賞(各1人)、入賞(2人)を選出しました。



▲ポスター



▲パンフレット

4

6月1日～7日は
水道週間です
透き通る 誇れる水に感謝する
(令和7年度スローガン)

問合せ 経営課

(Tel 23-7645)

整備課

(Tel 23-7644)

蛇口をひねれば常に安全で、おいしい水が出るのが当たり前と思っています。か。漏水や地震などの災害によって蛇口から出る水の量が少なくなったり、出なくなることがあります。

水は限りのある資源です。毎日の暮らしに欠かせない水道水を大切に使うことや、災害時の飲料水確保などを心がけましょう。

宅内漏水していませんか？

宅内給水管の破損や老朽化により漏水することがあります。漏水の有無は、ご自分で確認することができます。

確認方法

- ①全ての蛇口を完全に閉める。
- ②水道メーター（量水器）の蓋を開ける。
- ③銀色のパイロットが回転している場合は漏水しています。

この部分が回っていると、宅内漏水しています



漏水している場合は

市指定給水装置工事店へ連絡

ホームページID 507449311

市指定給水装置工事店の一覧は市ホームページに掲載しています。修理費用や漏水量を含んだ水道料金は、お客さまのご負担になります。水道メーターを定期的に確認し、漏水の早期発見に努めてください。

また、宅内漏水はしていないのに以前に比べて水圧が弱くなった場合は、本管漏水の可能性もあります。この時は、上下水道部整備課へご連絡ください。

検針にご協力をお願いします

偶数月に検針員が皆さんのお宅へ伺い水道メーターの検針を行っています。速やかに検針ができるように次のことにご協力ください。

- ◆メーターボックスの上に物を置いたり、車を停めない。
- ◆犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れた場所に必ず繋げる。
- ◆メーターボックスの中や周辺は、きれいにする。

5

6月8日～14日は
危険物安全週間です

問合せ 予防課

(Tel 22-4809)

ホームページID 933511081

危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る

(令和7年度危険物安全週間推進標語)

危険物は産業や生活に欠かせない重要なエネルギー源であると同時に、その取扱いを一步間違えると重大な事故に直結します。その結果、使用者自身に測り知れない損害を与えるだけでなく、周辺の住民や地域の環境にも大きな被害をもたらす恐れもあります。

危険物を貯蔵・取り扱う場所では、数量に関わらず、次のような規制があります。

- ①みだりに火気を使用しない。
- ②常に整理と清掃を行うとともに、みだりに空箱その他不要な物件を置かない。
- ③危険物が漏れ、溢れ、飛散しないようにする。
- ④容器は、危険物の性質に適応し、かつ破損・腐食がないものを使用する。
- ⑤容器は、みだりに転倒、落下など粗暴な行為をしない。
- ⑥容器は、地震などにより容易に転落、転倒または落下物により損傷を受けないような措置を講ずること。



危険物に関わる私たちは、日ごろからさまざまな事態を想定した対策を心がけて、災害予防や危険物の管理において、より一層の尽力が必要となります。

危険物を貯蔵・取り扱う場合は、細かく位置・構造・設備などの規制があります。詳しくは消防本部予防課へご連絡ください。



災害時や故障した太陽光発電設備には近づかないでください

太陽光発電設備は電気事業法で定められている発電設備です。通常は定められた基準により設置された安全な施設ですが、特に台風などの暴風雨によるパネルの破損や設備の浸水、断線がみられる場合は、接近すると感電する恐れがあります。むやみに近づかないようにしてください。

6

豪雨など災害時の 太陽光発電による感電防止

問合せ 環境政策課

(Tel 23-7690)

ホームページID 400456988

破損している太陽光発電設備を発見した場合は

破損している設備を見つけたら、管理者などの連絡先が掲示されている場合は、そこへ対処を依頼してください。管理者などが不明な場合は、次の機関へ連絡してください。

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

Tel 052-951-2817

どうしても設備やその近辺で作業が必要な場合は

作業などどうしても設備に触れたり、接近したりする必要がある場合は、ゴム手袋やゴム長靴を着用するなど感電対策をして行ってください。



7

特認校制度を 利用しませんか

少人数教育のよさを生かすため、鳳来東小学校、鳳来寺小学校を特認校とし、希望者の転学を認める特認校制度を実施しています。

特認校制度とは

小規模の小学校で少人数のよさを生かし、一人ひとりの子どもに対して確かな学力と情操豊かな人間性を養うことを趣旨としています。

保護者が我が子の特認校で学ばせたいという強い希望がある場合、一定の条件を満たすと、特別に入学や転学を認めています。

対象校

◆ 鳳来東小学校

児童数10人(4月1日現在)

Tel 33-0336

◆ 鳳来寺小学校

児童数48人(4月1日現在)

Tel 35-1011

募集定員 各学年数人

転入学の条件

◆ 保護者が特認校の教育方針を理解して協力できる

◆ 特色ある教育活動やPTA活動に参加できる

◆ 市内に住所があり、転入学後1年以上通学ができる

◆ 子どもの通学は保護者の負担と責任で行う(3年生以上の児童は、公共交通機関での通学も可)

◆ 事前に学校の見学、体験、学校長との面談などを行う

◆ 複式学級のある他の学校からの転入学ではないこと

転入学を希望する方、詳しく知りたい方は学校教育課へご相談ください。

特認校の見学は随時できますが、事前に学校への連絡をお願いします。

校長面談の結果、転入学許可をしない場合があります。また、条件などは今後変更する場合があります。

問合せ 学校教育課

(Tel 23-7607)

ホームページID 220304309